

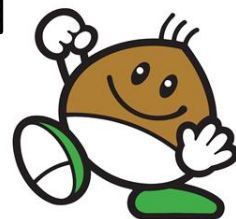
(素案)

第三次 栗東市就労支援計画



2017（平成 29）年 3 月

栗 東 市



《目 次》

序 章 第三次栗東市就労支援計画の策定にあたって	1
第 1 章 栗東市就労支援計画の特徴	2
1. 計画の対象者	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の推進体制・役割	2
第 2 章 栗東市の雇用・就労状況	5
1. 雇用・就労の状況	5
2. 就労に関する各種計画等の概況	12
3. 就労に関する各種施策等の概況	25
4. 就労阻害要因や就労支援に関して考慮すべき概要	27
第 3 章 就労支援の基本方針	29
1. 就労支援の基本理念	29
2. 就労支援の推進体制	29
3. 就労支援機能・役割	37
4. 就労支援施策メニュー	39
第 4 章 計画の推進に向けて	43

序章 第三次栗東市就労支援計画の策定にあたって

働くこと（雇用・就労）は、住民一人ひとりが自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがい作りなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げる様々な要因を抱える人たちの就労を促進するため、2005（平成17）年7月に「栗東市就労支援計画」を策定しました。2011（平成23）年3月には「第二次栗東市就労支援計画」を策定し、計画に基づいて相談窓口の設置や支援体制を整備するなど、就職困難者等^(注)の就労に向けて取り組みを進めてきました。

この間、雇用状況は一時の厳しさから脱して回復傾向にあるものの、働きたくても働くことができない就労阻害要因を抱えた人びとの求職活動は、まだまだ困難な状況が継続しています。また、非正規社員の不安定な雇用状況に加え、職場でのストレスによる精神疾患の増加、発達障がいの顕在化など、就労に関わるさまざまな課題も新たに見えてきました。

このような状況に対応するため、湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）は共同して、2011（平成23）年3月に策定した「第二次湖南地区就労支援計画」を見直し、2016（平成28）年3月に「第三次湖南地区就労支援計画」を策定しました。

そこで、本市においてもこれまでの取り組みを受けて、新たな課題に向けた対応と更なる就労支援を実践し、「基本的な権利である就労を尊重することができる社会の実現をめざす」ことを目的に、本市独自の計画として「第三次栗東市就労支援計画」を策定しました。

^(注) 就職困難者等とは、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人を指します。（P2参照）



第1章 栗東市就労支援計画の特徴

1. 計画の対象者

本計画は、次のような「就職困難者等」を対象としています。

- (1) 働く意欲がありながら、「障がい」(身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病)があり働くことができていない人
- (2) 働く意欲がありながら、子育てのため働くことができていないひとり親(母子・父子)家庭の保護者
- (3) 働く意欲がありながら、出身地に対する社会的な偏見などの理由により働くことができていない人(同和地区住民)
- (4) 働く意欲がありながら、希望する職がないなどの理由により働くことができていない若年者(学卒無業者)
- (5) 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのために安心して働くことができていない外国人
- (6) 上記以外の就労支援を必要とする人と、現在働いているものの待遇や労働条件などで困難な問題がある人(不安定就労者等)

2. 計画の期間

「第三次栗東市就労支援計画」は、第五次栗東市総合計画「ひと・まち・環境ともに育む 『健やか・にぎわい都市』栗東」や、「第三次湖南地区就労支援計画」などと整合性を図りつつ、2016(平成28)年度から2020(平成32)年度の5ヶ年の計画とします。また、今後のわが国の雇用・就労の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の推進体制・役割

本計画を連携して推進していく体制として、本市をはじめ、国や県、関係機関・団体などが次のような役割を担い、就労支援に取り組む必要があります。

(1) 本市の役割

湖南各市や関係機関などと連携を図りつつ、就職困難者等を対象とする就労に関するさまざまな施策を展開していきます。

○各種市民サービスの総合的な活用

保健・福祉・教育・生活などさまざまなサービスと連携し、自立生活に関する悩みや心配ごとなどの相談事業の実施と総合的な活用を図ることにより、個々のケースに応じた適切な支援に努めます。

○**企業や関係機関とのネットワークの充実**

企業・事業所、関係機関・団体などとの連携を強化し、就労支援体制のネットワークの充実に努めます。

○**新規事業展開への支援**

就職困難者等の身近な地域の就労の場・機会として、多様なコミュニティビジネスの立ち上げを支援します。

○**人権意識の啓発促進**

就職困難者等の就労に関する地域社会などの理解の促進に努めます。

(2) 国及び県に期待する役割

就職困難者等の就労支援に資するさまざまな制度、施策、事業に関する情報と機会の積極的な提供、企業・事業所との情報交換やネットワークづくりに対する支援が期待されます。

○**人権施策の推進と指導**

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と、問題ケースに対する指導を行うこと。

○**活用できる施策・事業などに関する情報提供**

就職困難者等の就労支援に資するさまざまな助成・補助制度や講座、訓練施設などの情報を迅速に提供し、円滑な活用に向けた適切な助言を行うこと。

○**ノウハウ・事例の提供と支援**

国や県などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

○**企業・事業所ネットワークの側面的な支援**

国や県などと企業・事業所とのさまざまな会議・組織などを活用し栗東市における企業・事業所とのネットワークや情報交換などに関する助言・連携・協力・仲介などを行うこと。

(3) 企業・事業所に期待される役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用と、障がい福祉サービス事業所への業務の外注化などが期待されます。

○**雇用機会の維持・創出**

雇用機会の創出、雇用の維持（障がい者の法定雇用率の遵守 など）に努めること。

○**雇用管理の改善推進**

適正な労働条件の確保、福利厚生の実施などの雇用管理の改善などに係る措置を図ること。

○**就職困難者等に対する支援**

就職困難者等の就労に向けた積極的な支援・協力と、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注を推進すること。

○公平・公正な採用選考システムの運営

人権尊重の理念に立った公平・公正な採用選考システムの確立を推進すること。

○人権教育の推進

同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた企業・事業所内人権教育を充実・強化すること。

○就職困難者等の定着促進の取り組み

定着のための取り組みや人権相談体制を整備すること。

(4) 学校・教育機関・少年センター等に期待される役割

○職業観育成事業などの充実

中学校や高等学校の在学生・卒業生に対して、職業観育成や進路保障・進路確認を適切に行うこと。

○公平・公正な採用選考システムの促進

高等学校卒業生の就職における、求人取り消しや採用選考時における不適正質問、社用紙問題などについて取り組むこと。

○学卒無業者への対応

学卒無業者（中学校・高等学校）に対する就労に向けた支援を行うこと。

(5) その他関係機関や地域社会などに期待される役割

○日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導などを行うこと。

○就労支援の取り組み

就職困難者等が、就労を実現できるまでの教育・訓練の充実に努めること。

○新規事業展開などへの理解・協力

新たな事業の立ち上げや事業展開などについて理解し、協力すること。



第2章 栗東市の雇用・就労状況

1. 雇用・就労の状況

(1) 市民の雇用・就労の状況

【図表1 人口の推移】

(各年10月1日現在)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	2016年/ 2005年
総数	54,856人 100.0%	59,869人 100.0%	64,660人 100.0%	65,431人 100.0%	66,258人 100.0%	66,741人 100.0%	66,993人 100.0%	67,535人 100.0%	68,092人 100.0%	113.73%
0~14歳	10,181人 18.6%	11,387人 19.0%	12,520人 19.4%	12,578人 19.2%	12,658人 19.1%	12,558人 18.8%	12,429人 18.6%	12,380人 18.3%	12,269人 18.0%	107.75%
15~64歳	38,929人 71.0%	41,173人 68.8%	42,767人 66.1%	43,223人 64.5%	43,438人 65.6%	43,388人 65.0%	43,199人 64.5%	43,309人 64.1%	43,523人 63.9%	105.71%
65歳以上	5,741人 10.5%	7,279人 12.2%	9,373人 14.5%	9,630人 14.7%	10,162人 15.3%	10,795人 16.2%	11,365人 17.0%	11,846人 17.5%	12,300人 18.1%	168.98%
75歳以上	2,162人 3.9%	2,909人 4.9%	3,818人 5.9%	4,022人 6.1%	4,234人 6.4%	4,453人 6.7%	4,615人 6.9%	4,833人 7.2%	5,158人 7.6%	177.31%

資料：栗東市統計書

【図表2 労働力人口】

年齢 (5歳階級)	総数	労働力人口					非労働力人口				不詳	
		総数	就業者 総数	主に 仕事	休業者	完全 失業者数	総数	家事	通学	その他		
平成12年 (2000年)	総数	44,670人	29,836人	28,775人	24,106人	389人	1,061人	14,547人	8,295人	3,002人	3,250人	
	15~29	12,901人	8,207人	7,725人	6,851人	108人	482人	4,588人	1,389人	2,984人	215人	
	30~39	9,036人	6,822人	6,648人	5,744人	102人	174人	2,157人	2,055人	10人	92人	
	40~49	6,700人	5,638人	5,547人	4,466人	38人	91人	1,030人	974人	2人	54人	
	50~59	7,706人	6,244人	6,095人	5,105人	58人	149人	1,426人	1,246人	2人	178人	
	60~64	2,586人	1,516人	1,403人	1,096人	29人	113人	1,062人	727人	2人	333人	
65歳~	5,741人	1,409人	1,357人	844人	54人	52人	4,284人	1,904人	2人	2,378人		
平成17年 (2005年)	総数	48,452人	32,011人	30,376人	25,030人	487人	1,635人	16,013人	8,724人	2,800人	4,489人	
	15~29	11,071人	7,040人	6,406人	5,462人	107人	634人	3,886人	1,042人	2,761人	83人	
	30~39	11,962人	9,070人	8,667人	7,501人	157人	403人	2,771人	2,684人	30人	57人	
	40~49	6,919人	5,852人	5,631人	4,506人	54人	221人	995人	964人	3人	28人	
	50~59	7,895人	6,282人	6,092人	4,988人	75人	190人	1,564人	1,434人	2人	128人	
	60~64	3,326人	1,963人	1,836人	1,421人	33人	127人	1,353人	884人	1人	468人	
65歳~	7,279人	1,804人	1,744人	1,152人	61人	60人	5,444人	1,716人	3人	3,725人		
平成22年 (2010年)	総数	51,111人	32,376人	30,693人	25,580人	463人	1,683人	17,530人	9,469人	3,053人	5,008人	1,205人
	15~29	9,882人	5,673人	5,249人	4,539人	72人	424人	3,843人	769人	3,012人	62人	366人
	30~39	12,459人	9,441人	9,004人	7,871人	182人	437人	2,682人	2,614人	24人	44人	336人
	40~49	8,824人	7,341人	7,047人	5,840人	51人	294人	1,259人	1,224人	4人	31人	224人
	50~59	6,511人	5,208人	5,015人	4,152人	58人	193人	1,175人	1,095人	3人	77人	128人
	60~64	4,152人	2,544人	2,358人	1,827人	36人	186人	1,559人	1,142人	3人	414人	49人
65歳~	9,283人	2,169人	2,020人	1,351人	64人	149人	7,012人	2,625人	7人	4,380人	102人	

注) 総数には「不詳」を含む

資料：国勢調査

【図表 3 産業分類別就業者数】

産業	平成12年 (2000年)	産業	平成17年 (2005年)	産業	平成22年 (2010年)
総数	28,775人	総数	30,376人	総数	27,000人
農業	712人	農業	809人	農業	163人
林業	11人	林業	10人	林業	11人
漁業	-	漁業	2人	漁業	3人
鉱業	4人	鉱業	7人	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-
建設業	2,349人	建設業	2,140人	建設業	1,506人
製造業	8,068人	製造業	7,917人	製造業	7,579人
電気・ガス・熱供給・水道業	79人	電気・ガス・熱供給・水道業	69人	電気・ガス・熱供給・水道業	72人
運輸・通信業	1,846人	情報通信業	398人	情報通信業	387人
		運輸業	1,610人	運輸業, 郵便業	1,713人
卸売・小売業・飲食店	5,621人	卸売・小売業	4,721人	卸売業, 小売業	4,143人
		飲食店, 宿泊業	1,293人	宿泊業, 飲食サービス業	1,284人
金融・保険業	576人	金融・保険業	658人	金融業, 保険業	635人
不動産業	302人	不動産業	360人	不動産業, 物品賃貸業	420人
サービス業	8,053人	医療、福祉	2,111人	医療、福祉	2,442人
		教育、学習支援業	1,200人	教育、学習支援業	1,092人
		複合サービス事業	224人	複合サービス事業	150人
		サービス業(他に分類されないもの)	5,802人	サービス業(他に分類されないもの)	1,349人
公務(他に分類されないもの)	828人	公務(他に分類されないもの)	798人	公務(他に分類されるものを除く)	848人
分類不能の産業	326人	分類不能の産業	247人	分類不能の産業	453人
				学術研究, 専門・技術サービス業	675人
				生活関連サービス業, 娯楽	2,075人

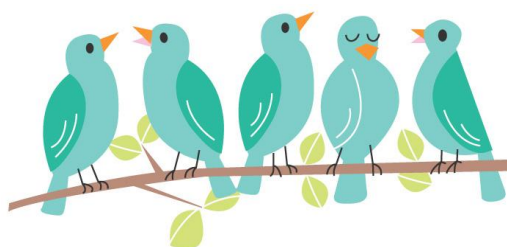
資料：国勢調査

【図表 4 夜間人口・昼間人口】

	夜間人口	従業も通学もし ていない	自宅で従業	自宅外の 市内で 従業・通学	流出口		流入人口		昼間人口	昼間人口 比率
					県内他市 町村で 従業・通学	他県で 従業・通学	県内他市 町村に常住	他県に常住		
平成12年 (2000年)	54,851人	17,755	2,493	17,771	12,577人	3,968人	18,794人	2,227人	59,237人	108.0%
平成17年 (2005年)	59,839人	20,860	2,346	18,126	14,114人	3,965人	19,649人	2,345人	63,754人	106.5%
平成22年 (2010年)	63,655人	21,958	1,956	17,996	15,528人	3,863人	17,954人	1,965人	64,183人	100.8%

注) 夜間人口には「不詳」を含む

資料：国勢調査



(2) 就職困難者等の状況

支援が必要とされる就職困難者等の現状を把握するために各種データを整理しました。

障がい者 { 身体障がい者＝身体障害者手帳所持者
知的障がい者＝療育手帳所持者
精神障がい者＝精神保健福祉手帳所持者
難病患者＝特定疾患医療受給者

【図表5 身体障害者手帳交付数】

(各年度末現在)

		総数	視力障害	聴覚・ 平衡障害	音声・ 言語障害	肢体 不自由	内部障害
平成22(2010)年度	成年	1,579人	100人	159人	14人	891人	415人
	児童	59人	3人	14人	2人	30人	10人
平成23(2011)年度	成年	1,639人	105人	161人	17人	906人	450人
	児童	58人	2人	12人	2人	31人	11人
平成24(2012)年度	成年	1,690人	104人	157人	17人	946人	466人
	児童	59人	4人	11人	2人	31人	11人
平成25(2013)年度	成年	1,793人	113人	153人	20人	991人	516人
	児童	65人	5人	11人	1人	35人	13人
平成26(2014)年度	成年	1,874人	111人	163人	22人	1,016人	562人
	児童	72人	5人	10人	1人	44人	12人
平成27(2015)年度	成年	1,848人	115人	162人	23人	997人	551人
	児童	72人	4人	11人	1人	44人	12人

注) 総数には「重複障がい」を含む

資料：障がい福祉課

【図表6 療育手帳所持者数】

(各年度末現在)

	合計	A1	A2	B1	B2
平成22(2010)年度	395(151)人	66(21)人	77(26)人	112(31)人	140(73)人
平成23(2011)年度	419(166)人	71(21)人	82(30)人	114(36)人	152(79)人
平成24(2012)年度	431(168)人	77(23)人	80(29)人	117(36)人	157(80)人
平成25(2013)年度	448(166)人	82(26)人	76(25)人	125(36)人	165(79)人
平成26(2014)年度	459(160)人	83(25)人	84(31)人	119(26)人	173(78)人
平成27(2015)年度	485(166)人	90(29)人	86(33)人	123(24)人	186(80)人

() 内は18歳未満の人数

資料：障がい福祉課

【図表 7 精神障害者保健福祉手帳所持者数】（各年度末現在）

	合計
平成22(2010)年度	217人
平成23(2011)年度	236人
平成24(2012)年度	252人
平成25(2013)年度	276人
平成26(2014)年度	313人
平成27(2015)年度	357人

資料：障がい福祉課

【図表 8 特定疾患医療受給者数】（各年度末現在）

	合計
平成22(2010)年度	315人
平成23(2011)年度	333人
平成24(2012)年度	351人
平成25(2013)年度	358人
平成26(2014)年度	368人
平成27(2015)年度	396人

資料：南部健康福祉事務所（草津保健所）

※特定疾患一覧

1. ベーチェット病 / 2. 多発性硬化症 / 3. 重症筋無力症 / 4. 全身性エリテマトーデス / 5. スモン / 6. 再生不良性貧血 / 7. サルコイドーシス / 8. 筋萎縮性側索硬化症 / 9. 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎 / 10. 特発性血小板減少性紫斑病 / 11. 結節性動脈炎 / 12. 潰瘍性大腸炎 / 13. 大動脈炎症候群 / 14. ビュルガー病(バージャー病) / 15. 天疱瘡 / 16. 脊髄小脳変性症 / 17. クロウン病 / 18. 難治性肝炎のうち劇症肝炎 / 19. 悪性関節リウマチ / 20. パーキンソン病関連疾患 / 21. アミロイドーシス / 22. 後縦靭帯骨化症 / 23. ハンチントン病 / 24. モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉鎖症) / 25. ウェゲナー肉芽腫症 / 26. 特発性拡張型(うっ血型)心筋症 / 27. 多系統萎縮症 / 28. 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型) / 29. 膿疱性乾癬 / 30. 広範脊柱管狭窄症 / 31. 原発性胆汁性肝硬変 / 32. 重傷急性膵炎 / 33. 特発性大腿骨頭壊死症 / 34. 混合性結合組織病 / 35. 原発性免疫不全症候群 / 36. 特発性間質性肺炎 / 37. 網膜色素変性症 / 38. プリオン病 / 39. 肺動脈肺高血圧症 / 40. 神経繊維腫症 I 型・II 型 / 41. 亜急性硬化性全脳炎 / 42. パッド・キアリ症候群 / 43. 慢性血栓栓性肺高血圧症 / 44. ライゾゾーム病 / 45. 副腎白質ジストロフィー / 46. 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) / 47. 脊髄性筋萎縮症 / 48. 球脊髄性筋萎縮症 / 49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 50. 肥大型心筋症 / 51. 拘束型心筋症 / 52. ミトコンドリア病 / 53. リンパ脈管筋腫症 / 54. 重症多形滲出性紅斑(急性期) / 55. 黄色靭帯骨化症 / 56. 間脳下垂体機能障害

【図表 9 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数】(各年度末現在)

	児童扶養手当 受給者数	特別児童扶養手当 受給者数
平成22(2010)年度	597人	111人
平成23(2011)年度	616人	124人
平成24(2012)年度	642人	127人
平成25(2013)年度	642人	120人
平成26(2014)年度	625人	119人
平成27(2015)年度	633人	119人

資料：子育て応援課

【図表 10 母子家庭の状況】

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	2015年/ 2005年
総数	383世帯	430世帯	481世帯	126%
全世帯に 占める割合	1.9%	1.9%	2.0%	—
人員数	1049人	1161人	1258人	120%
6歳未満の子どものいる 世帯	107世帯	80世帯	76世帯	71%
6歳未満の子どものいる 世帯の子ども数	124人	93人	84人	68%
一世帯あたりの 子どもの人数	1.6人	1.6人	1.1人	69%
(参考)全世帯数	20,627世帯	22,606世帯	24,574世帯	119%
一世帯あたり人数	2.88人	2.80人	2.70人	—

資料：国勢調査

【図表 11 父子家庭の状況】

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	2015年/ 2005年
総数	36世帯	52世帯	45世帯	125%
全世帯に 占める割合	0.1%	0.2%	0.2%	—
人員数	101人	131人	114人	113%
6歳未満の子どものいる 世帯	3世帯	5世帯	3世帯	100%
6歳未満の子どものいる 世帯の子ども数	3人	5人	3人	100%
一世帯あたりの 子どもの人数	1人	1人	1人	100%
(参考)全世帯数	20,627世帯	22,606世帯	24,574世帯	119%
一世帯あたり人数	2.89人	2.80人	2.70人	—

資料：国勢調査

【図表 12 県内公立・私立高等学校等中途退学者及び大学等進学率】

		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
全生徒	生徒数	39,142人	39,684人	39,395人	40,149人	40,195人
	中途退学者数	474人	513人	570人	474人	396人
	中途退学率	1.2%	1.3%	1.4%	1.2%	1.0%
	卒業者数	12,453人	13,230人	12,338人	12,745人	12,875人
	大学進学者数	6,923人	7,151人	6,731人	6,836人	6,961人
	大学進学率	55.6%	54.1%	54.6%	53.6%	54.1%
同和地区	生徒数	561人	637人	612人	536人	540人
	中途退学者数	17人	22人	32人	17人	14人
	中途退学率	3.0%	3.5%	5.2%	3.2%	2.6%
	卒業者数	181人	199人	185人	178人	159人
	大学進学者数	66人	60人	48人	52人	54人
	大学進学率	36.5%	30.2%	25.9%	29.2%	34.0%

資料：公益財団法人滋賀県人権センター

※図表 12 は、全日制高等学校・定時制高等学校・特別支援学校の統計です。

※大学進学者数には、高等学校専攻科・特別支援学校高等部専攻科への進学者も含まれています。

【図表 13 新規高等学校卒業者（滋賀県）の職業紹介状況推移】（各3月末現在）

項目 卒業年月	高等学校卒業者数							
	求職者数		求人数		求人 倍率	就職内定者 数	就職 内定率	未就職者 数
	(人)	前年比 (%)	(人)	前年比 (%)				
平成19(2007)年3月	2,208	5	3,717	30.4	1.68	2,150	97.4	58
平成20(2008)年3月	2,117	▲1.4	3,930	5.7	1.81	2,129	97.8	48
平成21(2009)年3月	2,050	▲5.8	3,592	▲8.6	1.75	1,960	95.6	90
平成22(2010)年3月	1,828	▲10.8	2,034	▲43.4	1.11	1,753	95.9	75
平成23(2011)年3月	1,873	2.5	1,975	▲2.9	1.05	1,825	97.4	48
平成24(2012)年3月	2,003	6.9	2,067	4.7	1.03	1,938	96.8	65
平成25(2013)年3月	2,065	3.1	2,135	3.3	1.03	2,007	97.2	58
平成26(2014)年3月	2,056	▲0.4	2,263	6	1.1	2,016	98.1	40
平成27(2015)年3月	2,201	7.1	2,833	25.2	1.29	2,170	98.6	31
平成28(2016)年3月	2,267	3	3,258	15	1.44	2,222	98	45

資料：滋賀労働局職業安定部職業安定課

【図表 14 外国人登録者数】

(各年度末現在)

	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度
総数	1,069人	1,014人	994人	1,015人	998人	983人
主な国名	ブラジル、朝鮮・ 韓国、中国	ブラジル、朝鮮・ 韓国、中国	ブラジル、朝鮮・ 韓国、中国	ブラジル、朝鮮・ 韓国、中国	ブラジル、朝鮮・ 韓国、中国	ブラジル、朝鮮・ 韓国、ペルー

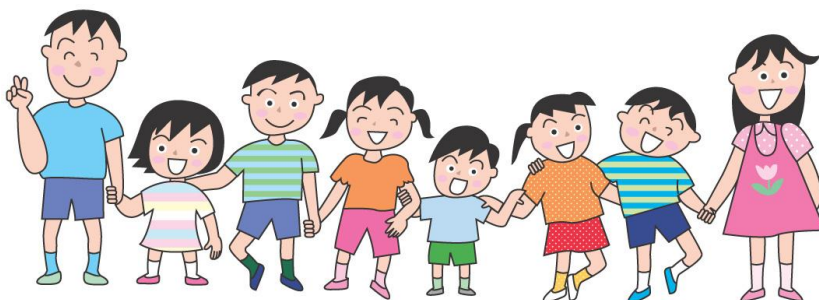
資料：栗東市統計書

【図表 15 生活保護世帯・人員数】

(各年度末現在)

	平成22 (2010)年度	平成23 (2011)年度	平成24 (2012)年度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度
保護世帯	247世帯	254世帯	266世帯	266世帯	278世帯	261世帯
人員	415人	424人	445人	445人	457人	415人

資料：社会福祉課



2. 就労に関する各種計画等の概況

本市をはじめ、国や県などにおける雇用・就労に関わる各種計画を整理しました。

(1) 市における各種計画

栗東市総合計画

【名称】

第五次栗東市総合計画

ひと・まち・環境 ともに育む『健やか・にぎわい都市』栗東

【計画の期間】

2010(平成22)年度～2019(平成31)年度の10年間

【基本理念】

市民主体、市民協働によるまちづくり

交流や連携で活力を創造するまちづくり

優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり

【都市像】

健やか・にぎわい都市 栗東

【まちづくりの目標】

安全・安心のまち/環境・創出のまち/愛着・交流のまち

【雇用・就労に関する主要な計画】(抜粋)

基本目標1 安全・安心のまち

1-1

1 人権施策の推進

(1) 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権施策の推進

①同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、あらゆる人権問題の解決に向け策定した「栗東市人権擁護計画」を推進します。

(2) 同和対策推進事業の推進

①同和地区産業の育成を図るため、関係機関と連携して経営基盤の安定に努めます。

②同和地区住民の就労相談や生活相談など就労対策を推進します。

2 人権・同和教育と啓発の推進

(1) 人権・同和教育と啓発の推進

④企業における人権・同和教育の推進に向けた企業訪問及び事業所人権教育推進協議会活動を推進し、公平公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりに向けた啓発等を行います。

1-3

1 男女共同参画社会の推進

(3) 男女がともに多様な生き方ができる環境づくり

①男女の職業選択について、多様な選択のできる環境づくりを進め、就労環境における男女格差の是正を啓発するとともに、能力開発や情報提供に努めます。

②男女の仕事と家庭・地域生活の両立支援に向け、企業や家庭への働きかけを通じて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進し、男女がともに働きやすい労働環境の整備や少子高齢化社会への対応、子育て支援、活力あるまちづくりを推進します。

3-2

2 健康で生きがいのある暮らしの実現

(2) シルバー人材センターの支援

①高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、シルバー人材センターの取り組みに対して支援を行います。

3-3

4 就労支援

(1) 働き・暮らし応援センターへの活動支援

①一般就労を希望する障がいのある人への就労の場の確保と職場定着、職場開拓などを行うために、働き・暮らし応援センターの活動を支援します。

(2) 自立支援給付の実施（就労継続支援・就労移行支援）

①一般就労に向けた一定期間における能力向上のための訓練の実施や、一般就労が困難な人への就労機会の提供など、働くことを通じた自立・自己実現を支援します。

(3) 相談等支援

- ①自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「就労支援計画」に基づいて利用者の意向に沿った相談支援体制の充実を図ります。
- ②就労支援関係機関との連携による助成制度や優遇措置等の情報提供・啓発を推進します。

3-4

2 地域子育ての支援

(4) 地域の保育需要に応じた特別保育の実施

- ①延長保育や一時預かり事業など、地域の保育需要に応じた特別保育を実施します。
- ②病気の回復期に集団保育を受けることが困難な児童に対する病後児保育を推進します。

3 ひとり親家庭への支援

(2) ひとり親家庭の自立就労への援助

①ひとり親家庭の自立の促進を図るため、職業能力の向上、求職活動に関する支援及び自立支援教育訓練給付金等の給付など生活の安定と向上に必要な事業に取り組みます。

3-5

3 生活困窮者への自立支援

(1) 自立への支援

- ①生活上の相談や指導が円滑に受けられるよう、生活相談・指導機能の強化により、生活保護世帯等の自立を促進します。
- ②生活保護に至る前の困窮者に対しての相談対応と庁内関係課の連携を強め、困窮者の自立を促進します。

(2) 生活の安定

- ①将来の経済的自立と生活意欲の促進を基本に、生活実態の把握と適正な保護の実施や就労支援など日常生活の安定化を図ります。

基本目標2 環境・創出のまち

3-4

4 就労推進

(1) 就職困難者の支援

- ①事業主等の人権意識の高揚を図り、就職困難者をはじめとする公平な採用選考の実施に向けた啓発を通じて、雇用機会の均等・拡大を促進します。
- ②就労支援計画に基づき、就職困難者への相談体制及び情報提供の充実により、就業を支援します。
- ③市内企業との連携や情報交流を通じて、雇用の拡大・安定化を要請します。

(2) 雇用の安定・就労の推進

- ①草津公共職業安定所等との連携により、就業機会の拡充や雇用に関する情報提供、求職者の技術・技能取得の奨励を促進します。

基本目標3 愛着・交流のまち

4-1

1 多文化共生社会づくり

(1) 多言語による生活関連情報の提供と相談体制の整備

- ①多国籍市民に対して、外国語通訳による生活相談窓口の開設や行政文書の翻訳など、多言語による生活に必要な情報の提供を推進します。

第2期栗東市障がい者基本計画

【計画の期間】

2015(平成27)年度～2020(平成32)年度の6年間

【基本理念】

『一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現』

【基本方針】

- 障がいのある人の自立を実現する
- 障がいのある人が生きがいを実感できる
- ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

【基本体系】

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 保健・医療の充実
- (3) 生活支援の充実
- (4) 学習機会の充実と社会参加の促進
- (5) 就労の促進
- (6) 生活環境の整備
- (7) 防災、災害時支援の充実



【雇用・就労に関する今後の取り組み（抜粋）】

第4章 重点目標

2 就労への支援

障がいのある人への就労支援については、自立した生活を営む上で重要な施策です。障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労をめぐる環境はまだまだ厳しい現状にあります。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、経済的に安定した生活を送るために「地域で働く」ことを実現するため、障がいのある人の就労支援体制の整備を図っていきます。

(1) 関係機関の連携強化による就労支援体制の充実

○障がいのある人の就労を支援するためには、労働部門、福祉部門、教育部門等の関係機関の連携による就労支援事業の推進体制の充実・強化が必要であり公共職業安定所や滋賀障害者職業センター、湖南地域障害者働き・暮らし応援センター等との連携を図るとともに、相談支援体制の充実や企業への障がい者雇用に対する啓発を図っていくことが重要です。

○滋賀県における障がいのある人の就業状況は、企業の理解が進んでいることなどもあり、全国的にみると比較的良好な状況にあります。しかし、障がいのある人の継続した就業には様々な課題も残されており、いかに雇用の定着を図っていくかについて、関係する様々な人たちが情報を共有し合いながら、より良い環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

第5章 施策の推進

5 就労の促進

(1) 一般就労の促進

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、総合的な支援を推進する必要があります。

本市では、就労支援相談員が中心となって、公共職業安定所や滋賀障害者職業センター、湖南地域働き・暮らし応援センター等と連携し、障がいのある人の就労支援に努めています。

アンケート調査によると、就労したり働き続けるために必要な支援として、全体では「就労に関する総合相談」が、また、精神障がいのある人では「就職後の支援・相談」が最も多くなっています。

湖南広域で取り組んでいるジョブリンクの結果においても、企業就労における定着支援への課題認識と、就労する障がいのある人を支えるための方策が検討できる場を作る必要があると出ています。

今後も、公共職業安定所や滋賀障害者職業センター、湖南地域働き・暮らし応援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、就労に向けた職業訓練や企業側に対する障がい者雇用への意識啓発、職場定着支援までの一貫した支援を実施する必要があります。

施策の方向

- 一般就労の促進
- ①一般企業等への就労支援の充実
 - ②就労を支えるための検討の場づくり
 - ③一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

今後の取り組み

①一般企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業などを推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

②就労を支えるための検討の場づくり

障がいのある人の継続した就労を支えていくため、関係する人びとが集まり、情報共有しながら検討していくことのできる場づくりに努めます。

③一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

一般企業等に対し、障がいのある人に対する雇用や職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

(2) 福祉的就労の促進

現状と課題

一般就労が困難な障がいのある人にとって、就労支援事業所等は、一般就労に

向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。

本市の現状では、福祉的就労の場が不足していることから、本市の就労支援事業所の確保とともに、近隣市を含む就労支援事業所を紹介するなど、利用者の希望にあわせ福祉的就労から一般就労に向けて段階的に移行するよう支援しています。

また、湖南地域の現状としては、関係機関で構成する「湖南地域障害児・者サービス調整会議進路部会・作業部会」において、児童の進路だけではなく、日中活動の場が確保されていない在宅者も含めた実態把握について基準日を定め実施しています。このような取組みも踏まえ、福祉的就労支援に必要とする資源を導き出すことにより、地域の法人や事業所など関係機関との協働による日中活動支援を促進できる具体策の提案を行っています。

今後も関係機関との連携を深め、工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、就労の場の整備に取り組む必要があるとともに、施設が提供する物品等の優先購入の推進と積極的な企業等への啓発が必要です。

施策の方向

福祉的就労の促進 ①福祉的就労の促進

今後の取り組み

① 福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

第4期栗東市障がい福祉計画

【計画の期間】

2015(平成27)年度～2017(平成29)年度の3年間

【基本理念】

「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は、「栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちをめざして、計画の推進を図ります。

【基本方針】

- 障がいのある人の自立を実現する
- 障がいのある人が生きがいを実感できる
- ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

【雇用・就労に関する今後の取り組み(抜粋)】

第3章 計画の基本的な考え方

2 基本方針

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会のなかで主体的人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライ

フスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

第4章 サービス見込み量と確保のための方策

1 平成29年度の障がい福祉サービスの整備目標

(3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

目標設定の考え方

本市では、これまでの実績を踏まえるとともに、市内企業の障がい者雇用への取組状況等を考慮した上で平成29年度において福祉施設から一般就労に移行する人については6人を目標とします。

項目	数値	考え方
平成24～25年度の平均一般就労移行者数	4.5人	平成24～25年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数の平均
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数	6人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

(4) 就労移行支援^{※1}事業の利用者数

第4期障がい福祉計画における国の指針では、平成25年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全就労移行支援事業所の5割以上とすることが今回から新たに定められました。

各事業所における利用者の就労移行の状況や市内企業の障がい者雇用への取組状況等を考慮した上で、平成29年度末における福祉施設の利用者のうち、6割以上の方が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の福祉施設入所者数	26人	平成25年度末における福祉施設入所者数
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	16人 (61.5%)	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
平成29年度末の福祉施設入所者数	30人	平成29年度末時点における福祉施設入所者数見込み
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人 (60.0%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
【目標値】 平成29年度末における全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成29年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

2 障がい福祉サービス等の見込量

(2) 日中活動系サービス

③就労移行支援

見込み量設定の考え方

就労移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校^{※2}卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人や就労継続支援^{※3}へ移行する人の動向、市内企業の障害者雇用への取組の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	2,008 人日	2,008 人日	2,008 人日
	143 人	143 人	143 人

④就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

見込み量設定の考え方

就労継続支援（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。就労継続支援（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者、一般就労へ移行する人や有期限サービス（自立訓練^{※4}や就労移行支援）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	3,577 人日	3,757 人日	3,938 人日
	198 人	208 人	218 人
就労継続支援（B型）	28,289 人日	29,114 人日	29,938 人日
	1,646 人	1,694 人	1,742 人

※1 65歳未満の障がいのある人で、一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

※2 障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

※3 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

※4 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のための訓練を行う事業。

栗東市子ども・子育て支援事業計画

【計画の期間】

2015（平成27）年度～2020（平成32）年度

【基本理念】

子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう

【計画の基本目標】

- 1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり
- 2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
- 3 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり
- 4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり



【雇用・就労に関する今後の取り組み（抜粋）】

第4章 支援事業計画

1 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

1-2 要支援児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

〔施策の方向と主な事業〕

②ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭への就労支援やそれぞれの家庭の実情に応じた支援施策を行い、自立の促進を図ります。

【ひとり親家庭への相談業務】

ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。

また、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供などを行います。

【就労支援の推進】

働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や、就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導など、関係機関と連携し実施します。

4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

4-3 職業生活と家庭生活との両立の推進

〔施策の方向と主な事業〕

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活とを両立するため、男女ともに働き方の見直しを含め仕事をもつ親ができる限り長い時間子育てに関われるよう、企業等に対し子育てしやすい就労環境の啓発に努めます。

【労働時間の短縮】

職業生活や家庭生活及び地域活動に、男女がともに参加できるよう、事業所に対して労働時間の短縮への啓発を実施します。また、ノー残業デーの推

進を図ります。

【育児休業制度の普及】

育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業とともに進めます。

【就労支援の促進】

働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携して実施します。

②男女共同参画による子育ての推進

男性の育児参画を進めるため、企業や地域社会に対する啓発を進めるとともに、父親の参画意識を高める情報提供を行います。

【男性の育児休業取得の啓発】

男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。

(2) 国・県における雇用・就労に関連する諸計画

〔滋賀県障害者プラン〕

～すべての人が生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会をめざして～

【計画の位置付け】

- ・ 障害者基本法に基づく障害者計画
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画

【計画期間】

2015(平成27)年度～2020(平成32)年度の6年間

【基本理念】

みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる

【基本目標】

地域でともに暮らし、働き、活動することの実現

【5つの視点】

その人らしく：障害のある人の自己選択、自己決定のもと自立した生活を実現

いつでも：重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現

だれでも：制度の谷間のない支援、障害理解の推進

どこでも：ニーズに即した先進的な取組を全県的に推進

みんなで取り組む：自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を
実現

【重点施策】

1. 発達障害のある人への支援の充実
2. 障害のある人の就労支援の促進
3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実
4. 精神障害のある人への支援の充実
5. インクルーシブ教育システムの構築
6. 障害のある子どもへの支援の充実
7. 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実
8. 障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進

〔滋賀県南部地域雇用開発計画〕

【計画策定の趣旨】

国が推進する地域雇用対策の一環として、雇用情勢の地域差を是正し、地域的な雇用構造の改善を図るため、「地域雇用開発促進法（昭和62年3月31日法律第23号）」に基づき、雇用情勢の特に厳しい地域（以下「雇用開発促進地域」という。）について、都道府県が地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定し、厚生労働大臣の同意を求めることができるとされている。

この同意を得た地域雇用開発計画に係る雇用開発促進地域においては、地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、国から一定の助成が受けられるようになっている。

雇用情勢の地域差が顕在化しつつある中で、雇用情勢が厳しい地域や雇用情勢の回復の動きが弱い地域など、雇用構造の改善の取組を実施していく必要性に直面している地域があり、今回雇用開発促進地域の要件に該当することとなった。

このため、「滋賀県南部地域雇用開発計画」を策定し、今後の地域雇用開発のための措置を図るものである。

【地域雇用開発の目標】

当地域の厳しい雇用情勢に対処するため、滋賀労働局・草津公共職業安定所、関係市等と連携しながら、当地域の特性を活かした地域づくりや、様々な雇用創出に係る方策を講じ、国の助成金の活用等により、概ね170名の雇用を創出することを目標とする。

【計画期間】

2015（平成27）年4月10日～2018（平成30）年4月9日の3年間

〔生活困窮者自立支援法〕（平成27年4月1日施行）

▷ 概要

1. 必須事業…自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給

○福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。

※自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。

○福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を喪失している又は喪失するおそれのある生活困窮者に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給する。

2. 任意事業…就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施

○福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・就労準備支援事業…就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する
- ・一時生活支援事業…住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う
- ・家計相談支援事業…家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う
- ・学習支援事業…生活困窮家庭の子どもへの学習支援
- ・その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

○都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

○自立相談支援事業、住居確保給付金…国庫負担 3/4

○就労準備支援事業、一時生活支援事業…国庫補助 2/3

○家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業…国庫補助 1/2

栗東市の自立支援相談窓口…社会福祉課

○自立支援相談担当課と就労支援担当課との連携の強化

相談者が将来的に就労を希望している場合、支援プランのどの時期から就労支援に取り組むべきかについて、各担当課との綿密な連携が必要である。

〔障害者の雇用の促進等に関する法律の改正〕

▷ 概要

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応(平成28年4月1日施行)

(1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

(2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。ただし、当該当事者が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(3) 苦情処理・紛争解決援助

①事業主に対して、(1)(2)に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。

②(1)(2)に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例(紛争調査委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等)を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し(平成30年4月1日施行)

法定雇用率の算定基準に精神障害者を加える。ただし、施行後5年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基準に加えることに伴う法定雇用率の引き上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. 障害者の範囲の明確化(平成30年4月1日公布)



3. 就労に関する各種施策等の概況

本市をはじめ、国や県などの雇用・就労支援の施策・事業の主なものは次のとおりです。

◇職業相談・職業紹介

『ハローワーク草津』などでは、仕事を探している人（求職者）にはその希望と能力に最も適した職業を、人材を求めている事業主には最もふさわしい人材を紹介しています。また、雇用保険の適用（被保険者資格の取得、喪失など）、失業給付・育児休業給付・教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給、雇用調整助成金等各種助成金の申請の受付・支給などを行っています。

◇本市における就労相談等

本市では、経済振興労政課をはじめ、関係各課にて就労相談を行っています。

子育て応援課では、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の母親・父親に対して、就労相談に応じ就職情報を提供するなど就労を支援しています。

障がい福祉課では就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や共同作業所などへの入所に関する相談業務を実施しています。

社会福祉課では、就労支援員による生活困窮者への就労支援、就労相談員による生活保護受給者への就労支援を実施しています。

ひだまりの家では職業安定推進員が対象地域の住民の方への就職の機会均等及び雇用の促進を図るため、就労支援を実施しています。また、コミュニティセンター治田西においても、職業安定協力員及び就労教育推進員を設置し、対象地域の住民の方への就労支援を実施しています。

栗東市少年センターでは無職少年対策指導員を設置し、若年者を対象に就労相談をはじめとした各種相談を実施しています。

◇若年者等の就業支援

国や県では、おうみ若者未来サポートセンターなどにおいて、若年者に対する職業相談や職業紹介を実施しています。また、県では、若年未就労者やフリーター、離職者・転職者などを対象に、セミナー開催や職業能力開発の機会の提供などを行っています。

◇障がい者の就労支援

県では、障がい者の雇用を促進するため、「障害者働き・暮らし応援センター事業」や「障害者雇用支援センター事業」への補助をはじめ、「障害者就職面接会」や「障害者ワークフェアしが」の開催などを行っています。また、企業、社会福祉法人、NPOなどの多様な主体において、障がい者の能力、適性、地域の障がい者ニーズに対応した職業訓練を実施しています。

◇企業・事業所等への啓発

本市及び栗東市事業所人権教育推進協議会では、就職困難者等に対する就職差別を無くすための啓発、人権問題や同和問題などに関する研修などを実施しています。

ハローワークでは、公正採用選考や法定雇用率の遵守などを指導しています。また、「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用奨励金」などの各種助成制度の周知に努めています。

◇職業能力開発

国や県では、滋賀職能大（滋賀職業能力開発短期大学校）やポリテクセンター滋賀（滋賀職業能力開発促進センター）、テクノカレッジ草津（滋賀県立高等技術専門校草津校舎）などにおいて、求職者や在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムなどを整備しています。

◇仕事と子育ての両立支援

本市では、保育所への入所（通常保育）をはじめ、特別保育（延長保育、乳児保育、低年齢児保育、一時預かり事業、休日保育、病後児保育）を実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。

◇助成・補助制度

本市では、就職を希望するひとり親家庭の母親・父親を対象に、「自立支援教育訓練給付金」を支給し、就職に向けた能力開発の取組みを支援して自立を促進しています。また、「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」や「技能取得教育訓練受講補助金」などの就職に向けた能力開発の取組みを行っています。



4. 就労阻害要因や就労支援に関して考慮すべき概要

主な就労阻害要因や就労支援に関して考慮すべきこととしては次のようなことがあげられます。

<就職困難者等全般の就労に関して>

- 就職困難者等の雇用の場・機会が少ない。
- 就職困難者等の就労や人権問題などに関する住民や企業・事業所のさらなる理解が求められている。
- 複合的な要因を抱えている就職困難者等が増加してきている。
- 就労支援に関わる関係部署同士により緊密な連携と情報交換が求められる。
- 就労以前の問題とし、コミュニケーション能力の向上、日常生活習慣の確立も重要である。

<障がい者の就労に関して>

- 雇用の場が少ないため、企業・事業所における「障がい者の法定雇用率」の遵守・達成が求められている。
- 本人の希望や適性と企業の業務内容との適合性が求められる。
- 福祉的就労から一般就労への受け皿が少なく、また定着に向けたフォロー体制が弱い。
- 作業所や施設に対する発注数や発注者の拡充が必要とされている。
- 福祉的サービス事業所などが共同した業務の受注や新製品開発などの拡充が必要である。
- トライアル雇用の市内や近隣市での受け入れ先が少ない。
- 職場などでのコミュニケーション方法を工夫する必要がある。
- 就労・就職の前段階としての日常生活のサポート体制・システムの充実が求められている。

<ひとり親(母子・父子)家庭の保護者の就労に関して>

- 女性向けの就労に関する情報・相談体制の充実が必要とされている。
- スキルアップ(資格取得、専門的研修など)のための講座情報・経済的支援に関する情報提供が求められている。
- 子育て支援に関しての企業の積極的取り組み(育児・介護休業制度、看護休暇制度など)が求められている。
- 子どもや保護者の病気時などのサポート体制・支援を充実することが求められている。
- 保育所・園、子育て支援サービス体制の充実が求められている。

<同和地区住民の就労に関して>

- 住民や企業の同和問題に関する理解と協力が求められている。
- 公平・公正な採用選考システムの導入に関してのより一層の啓発が必要である。
- 地域福祉などとの連携が必要とされている。

- 学歴に関わらず、本人の能力によって職場環境体制の推進が必要である。
- 就労・生活・健康・教育などを含めた総合的な相談事業の充実が求められている。

<学卒無業者・若年者の就労に関して>

- 年齢や経験にとらわれないトライアル雇用など、柔軟な求人・採用に対する企業の理解が求められている。
- 就労や相談の情報がどこにあるのかわからない。
- 学校教育での職業体験・職場体験のシステムの充実が必要とされている。
- インターンシップ制度やトライアル雇用などの栗東市や近隣市での受け入れ先が少ない。
- 職業訓練をはじめとする技能講習、教育の場の充実が求められる。

<外国籍市民の就労に関して>

- 住民や企業などの外国籍市民に対しての理解が不足しており、多文化共生を推進する必要がある。
- 言葉やコミュニケーションの問題があり、身近に相談できる公的な窓口が少ない。
- 子どもたちの就学・就労問題へのさらなる取り組みが求められている。
- 日本語教育や機能訓練の場を充実させる必要がある。

<その他の就労支援に関して>

- 面接時の採用条件と、実際の労働条件が異なっている場合がある。
- シルバー人材センター事業など高年齢者の多様な働き方を視野に入れた就労支援が求められている。
- 介護・育児休業制度などの制度充実が企業・事業所に求められている。

第3章 就労支援の基本方針

1. 就労支援の基本理念

就職困難者等の就労支援を図るため、第二次栗東市就労支援計画の基本理念を踏襲し、次のような基本理念を設定しました。

『本人の意欲と能力に応じて、働くことのできる社会の実現をめざす』

働く意欲のある市民が、生きがいや生活に必要な糧を得ることができる“就労”に携わるということは、大切な権利の一つです。それぞれが持っている個性や能力や経験、さらには、技能や技術をいかして働く事ができる社会の実現をめざします。

2. 就労支援の推進体制

就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

《基本的な展開方針》

(1) 就労相談・支援体制の確立

就労支援相談員を中心に就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関とのさらなる連携を充実していきます。

(2) 新たな制度・取組みの促進

就職困難者等の個々のケースに応じた適切な支援を図るため、既存の制度の活用を図るとともに、新たな制度・取組みを促進します。

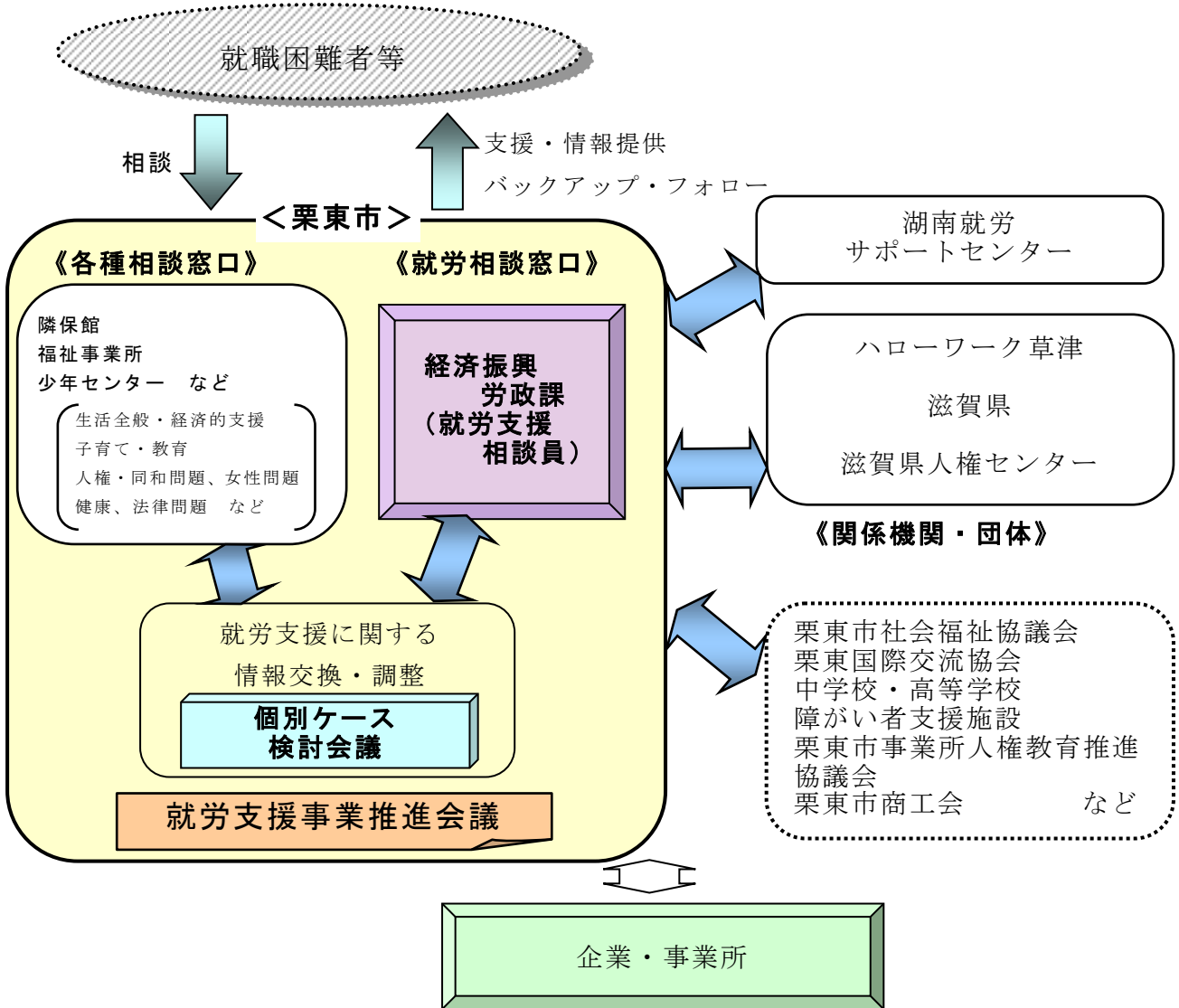
(3) 企業・事業所との連携の強化

求人や障がい福祉サービス事業所への外注などに関する情報の収集を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携・情報交換・交流の機会づくりに努めます。

また、栗東市事業所人権教育推進協議会と連携して、就職困難者等の就労の実現をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、啓発活動をより一層充実してまいります。

就職困難者等に対する就労支援の仕組みとして、次のようなイメージのもとに展開していきます。

《就労支援の推進体制イメージ》



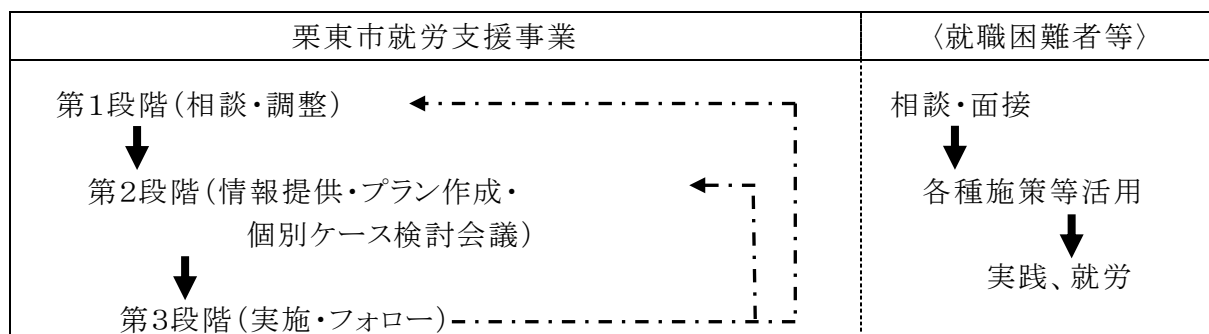
＜概要＞

- ① 関係各課では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供、及び必要に応じて就労支援サポートプランの作成を行います。
- ② 就労支援相談員（経済振興労政課）は、担当各課・関係機関と連携をとりながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。
- ③ 就職困難者等の個々のケースに応じた適切な支援を実施するため、関係各課や関係機関・団体等と情報交換や調整を図りながら、就労支援サポートプランの検討を行う『個別ケース検討会議』を開催します。
- ④ 関係各課が一体的に就労支援事業に取り組むため、『就労支援事業推進会議』を設置します。

《就労支援の事業推進の流れ》

就職困難者等一人ひとりの就労支援を適切に実施していくため、就労支援事業を、段階的に展開していきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

《段階ごとの就労支援のイメージ》



【第1段階（相談・調整）】

関係各課では、就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

- ①相談（聴取・情報把握・カウンセリング）
 - 本市及び関係機関・団体などにおいて、就労に関する相談を受け対応
- ②阻害要因の抽出・分析
 - 個別面談の結果などから、一人ひとりの就労阻害要因を抽出・分析
 - 就労阻害要因の解消ができるような各種施策・制度などの情報収集・整理

【第2段階（情報提供・プラン作成・個別ケース検討会議《1回/月・随時》）】

就労支援に関する各種施策・サービスなどの情報を含め、就労相談カード又は必要に応じて就職困難者等一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を作成します。また、個別ケース検討会議を開き、関係各課で受けた相談内容などの情報の共有を図ります。

- ①各種情報の提供、利活用の勧奨
 - 各種情報の提供や職業適性診断など自己分析の実施
 - 就職困難者等に対する各種施策・制度の利活用を勧奨及び関係課への誘導・依頼
- ②関連情報の収集
 - 市内及び近隣市町の求人情報などの収集
 - 就労機会の開拓・発掘
 - 起業化や事業起こしなどに関する情報の収集
- ③「就労支援サポートプラン」（P 3 4 参照）
 - 就労阻害要因や課題などを整理
 - 必要に応じて一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を作成

④個別ケース検討会議

- 関係各課で受けた相談内容の共有
- 作成した「就労支援サポートプラン」の検討・調整。

※個別ケース検討会議の全体的なコーディネートは就労支援相談員（経済振興労政課）にて行います。

【第3段階（実施・フォロー）】

関係各課は就職困難者等に個別メニュー（講座・プログラム）の実践を助言・指導します。また、就職困難者等の就労後の状況、事業全体の有効性などを確認します。

①個別メニューの実行

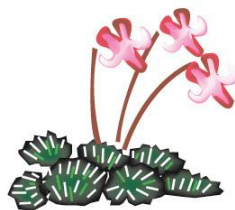
- 個別メニューの実践を助言・指導
- 就労体験先の企業・事業所や訓練機関などとの日程調整・連絡網の構築
- 就職活動などに向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）

②フォローアップ

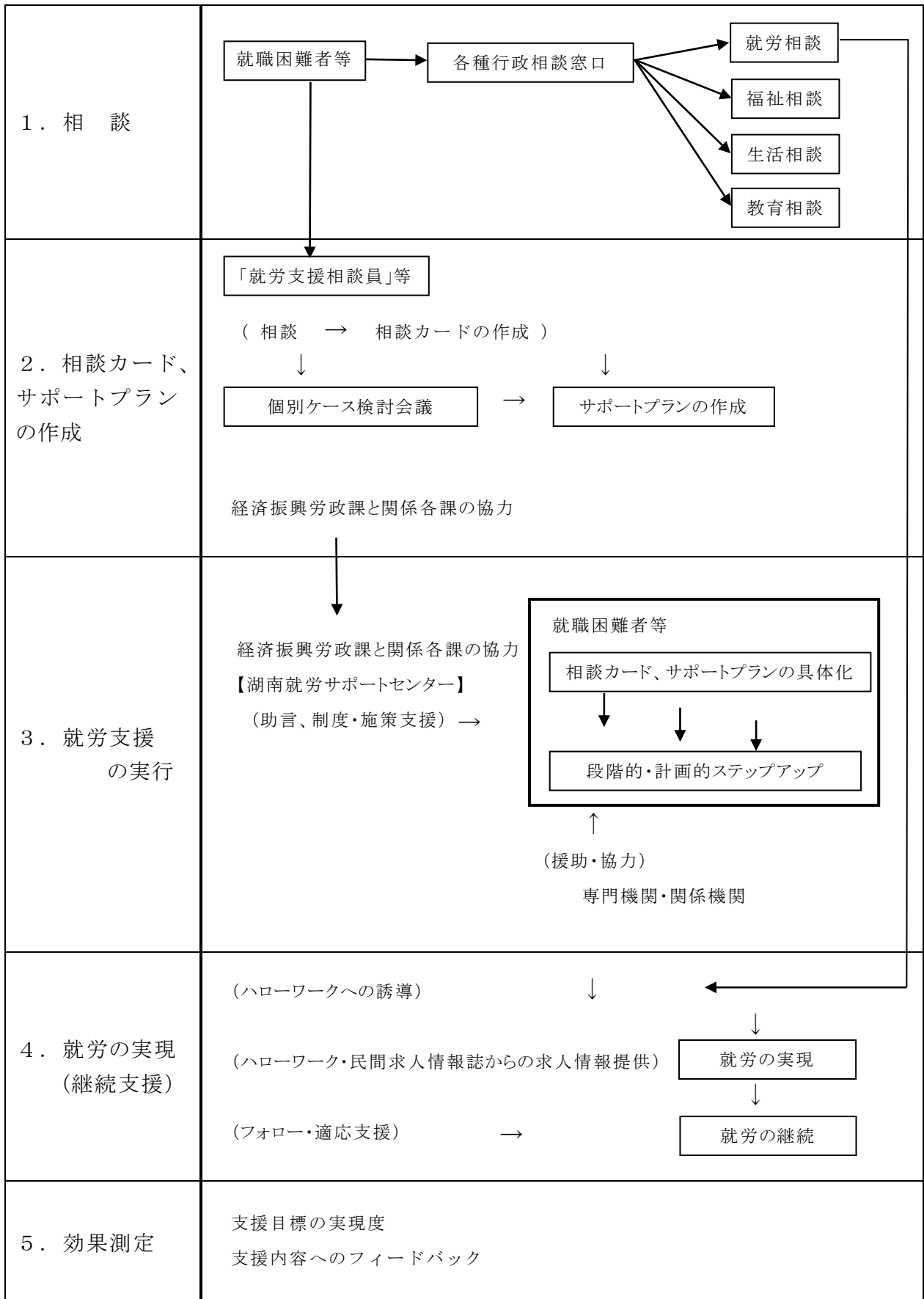
- 個別ケースの検証・評価の実施
- 事業全般の効果測定
- 就職困難者等の就労後の定期的な訪問・連絡（定着確認、職場環境）

③メニューづくりなど

- 企業・事業所に対する就職困難者等の就労促進を勧奨
- 関係各課と他市などとの施策・メニューの照会・情報交換
- 就労支援メニューの策定



「就職困難者等」を起点とした事業の全体図



回 議	部 長	課 長	係 長	合 議

就労支援サポートプラン

作成者		作成日	年	月	日
-----	--	-----	---	---	---

相談者		性別		年齢	歳
-----	--	----	--	----	---

主 訴(困っている事柄)

支援目標

配慮事項

対応中支援メニュー

	施 策	機 関	内 容
年 月～			
年 月～			

緊急対応メニュー

	項 目	内 容
年 月～		

検討中支援メニュー

	施策・項目	内 容
年 月～		
年 月～		

個別ケース検討会議(関係・専門機関)意見、助言及び提案

年 月 日
年 月 日
その他特記事項

〔就労支援サポートプランの内容・項目説明〕

- 就労支援相談カードから「抽出」「転記」する際に、できるだけ簡単・明瞭に手間ひまをかけないようにします。
- 「書き換え」「追加」「新目標設定」ができるように相談者が階段を一段ずつステップアップできるように、本人が納得し、合意できるものから記載します(究極目標をいきなり最初から振りかざさないこと)。
- 「目標」と「主訴」とは合致しない場合がありますが、合致することで潜在的な力や自己効力感が生まれ、また、そうした過程を踏むことで、相談を受ける側が両方の視点を持つことができます。

以下、様式に必要と思われる項を列記します。

1. 相談者、性別、年齢
2. 作成者(相談を受けた担当者名)
3. 作成年月日(日付の新たなもの)
4. 相談者の意向あるいは「困っていること(主訴)」
5. 支援目標
6. 配慮事項
7. 対応した・対応中の支援メニュー(機関や期間が記入可能なら)
8. 対応が緊急に必要と考えられる支援メニュー
9. 検討している支援メニュー(未実施)
10. ケース会議における関係・専門機関の助言と提案
(複数回実施と思われるので、年月日記載可能に)



就労支援相談カード

取扱注意

フリガナ			
名前	(男・女)		受付日 平成 年 月 日
住所	〒520- 栗東市		受付者 区分
	電話番号	— —	相談経路 原課
アドレス			担当者
仮名	希望があれば記入してください。	草津・栗東 守山・野洲	生年月日 昭和 年 月 日 平成 (歳)
	新聞(求人広告)	見ている ・ 見ていない	職安登録 ある ・ ない
インターネット	求人情報検索 可能 ・ 不可能		就労阻害要因
探している仕事	できる仕事・やりたい仕事 ・ ・ ・		
勤務地	できない仕事・やりたくない仕事 ・ ・ ・		
賃金・時間			
免許・資格			
最終学歴	昭和 年 中学、高校、大学、短大、専門・専修学校 (卒業・中退) 平成		
職歴	何年間	会社名(勤務地)	仕事内容
回答	<input type="checkbox"/> 即時 <input type="checkbox"/> その他 ()		

情報提供同意書

私は、上記の個人情報に関して、相談内容解決にかかわる他機関との連携上、必要な限度で提供することに同意します。 平成 年 月 日 氏名(署名) _____

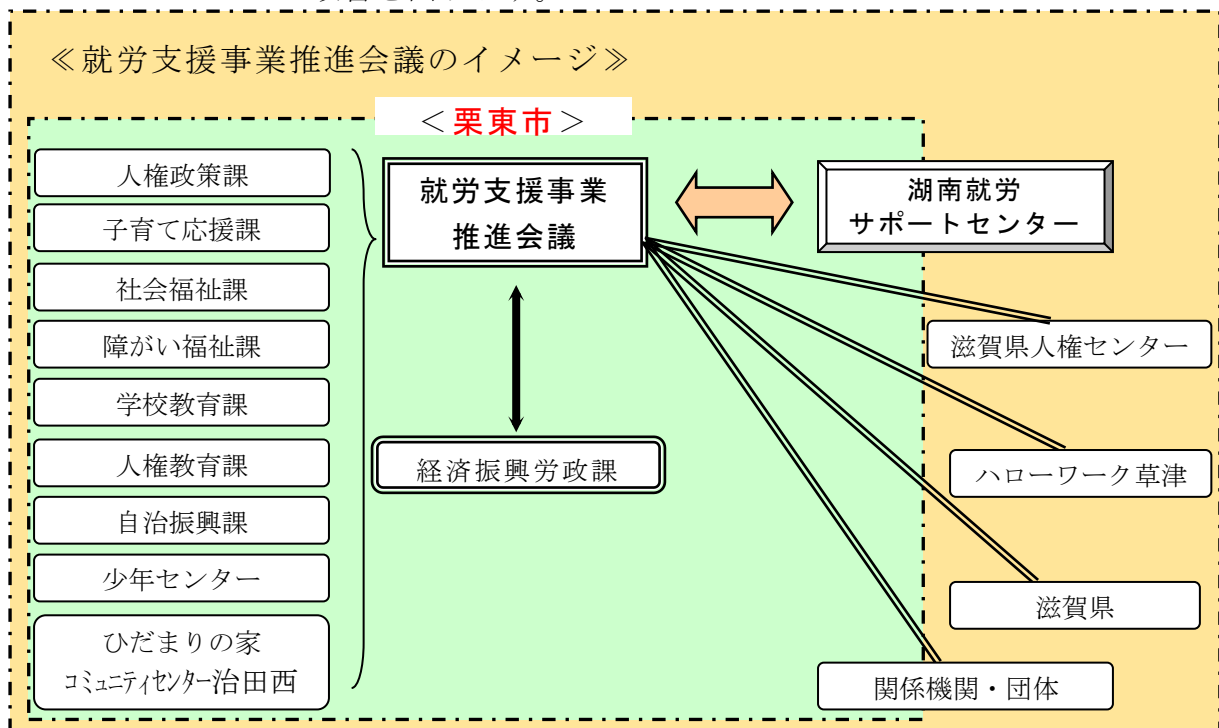
3. 就労支援機能・役割

(1) 就労支援相談員（経済振興労政課）

- 役 割：就職困難者等への個別対応、就労への誘導などを担います。
 - 機 能：①就職困難者等に対して、個別面談などにより、就労阻害要因の抽出と整理を行います。
 - ②就職困難者等の相談内容に関わる関係者との連絡・調整を行い、就労に活用できる各種施設に関する情報を就職困難者等に提供します。
 - ③個別ケース検討会議の全体的コーディネートを行います。
 - ④「就労支援サポートプラン」を作成し、就職困難者等に提示し、就労に結びつけます。（ハローワークなどに誘導）
 - ⑤就職困難者等が就労した後の定期的な状況を把握します。
- * 上記機能は就労支援相談員だけでなく、関係各課でも行います。

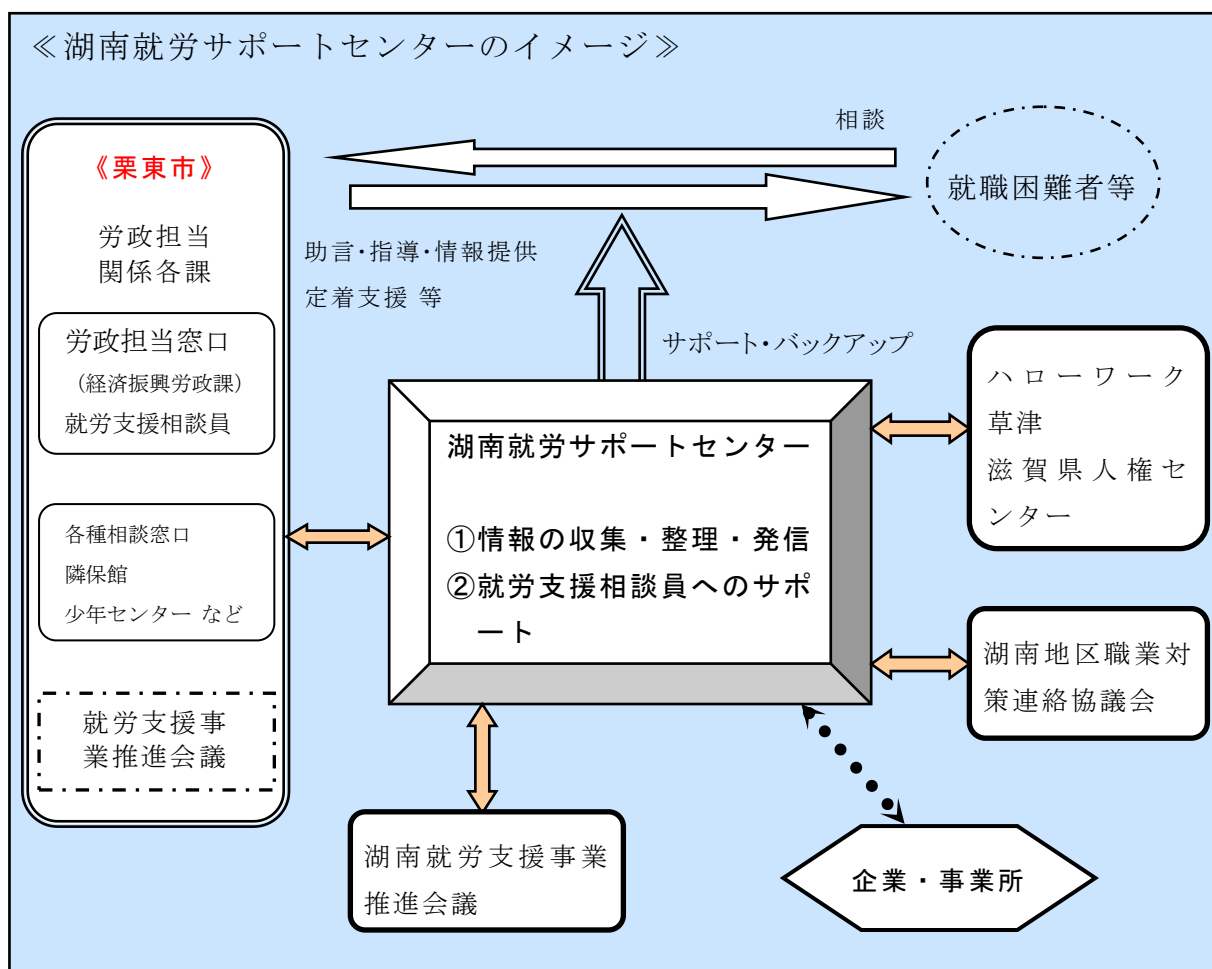
(2) 就労支援事業推進会議

- 役 割：就労支援事業全般の推進の総合的な調整を担います。
- 構成員：庁内及び関係機関の就労に関わる責任者など。
- 機 能：①就労支援事業の推進に関して関係機関・団体などとの連携関係を構築・維持します。
- ②就労阻害要因の解消などに資する就労支援事業メニューの企画・立案・調整を行います。
- ③個別ケースの集約・分析と就労支援事業全般の効果を測定します。
- ④事業全般の効果測定・評価などをもとに就労支援事業全体の検証・改善を図ります。



(3) 湖南就労サポートセンター

- 役 割：湖南4市の就労支援事業の推進に向け、随時、サポート・バックアップを担います。
- 機 能：①就労支援に関連する各種の教室や講座、施策、事業、制度などの情報の収集・整理・提供を行います。
 ②就労支援相談員や各種相談窓口担当者の研修や指導を行います。
 ③企業・事業所との連絡体制・ネットワーク作りに努めます。
 ④企業・事業所に対する各種助成制度や補助制度などの情報提供を行うとともに、有資格者などに関する情報収集・提供を行います。
 ⑤NPO やコミュニティビジネスなどの事業起し・立ち上げ支援などに関する専門機関への紹介・仲介などを行います。
 ⑥湖南各4市での困難ケースや成功ケースなどの集約と分析を行い、就労に結び付けるよう、総合調整ならびに、情報発信や情報提供をします。
 ⑦事業全般の効果測定・評価などをもとに事業全体の検証・改善のための資料の収集・整理などを行います。
 ⑧就労支援相談に関するスーパービジョン(事例研究)を行います。



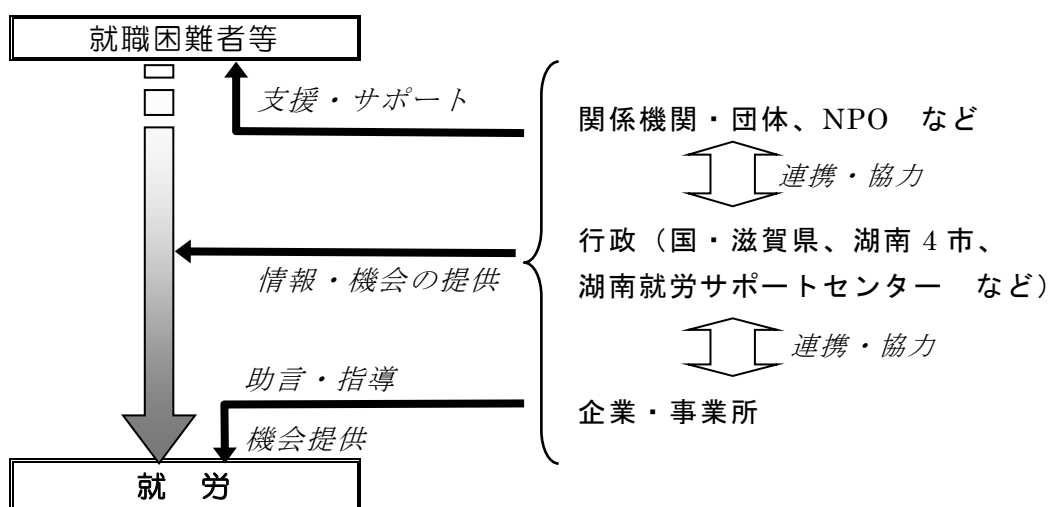
4. 就労支援施策メニュー

本市では、『湖南地区就労支援事業』と連携を図りつつ、就労支援に関わる各種施策・事業などの推進を努めていきます。

(1) 就労を関係機関等が一体となって支えるために必要な事業メニュー

本市をはじめ、関係機関や団体、企業・事業所などと連携を図り、就職困難者等の就労を支援・協力するために必要な事業メニューとして、次のような事業・施策を展開していきます。

《概念イメージ》



《主要な事業のイメージ》

○就労相談体制の充実

関係課間の情報交換や就労支援相談員の能力向上を目的とした研修をはじめ、就労支援事業の展開に向けて体制を整備・充実していきます。

湖南就労サポートセンターを通じて、必要な求人情報を収集するとともに、独自のネットワークによる求人情報などの収集を行い、就職困難者等の適性に合った職業を紹介・提供できるよう、「無料職業紹介事業」の導入を検討していきます。

○雇用・就労情報の収集・提供

湖南就労サポートセンターを活用し、最新の求人情報を収集し、提供します。また、ハローワークや商工会などと連携し、企業・事業所が求める人材情報（有資格・技能者など）の提供などにも努めていきます。さらに、就職困難者等が有するさまざまな資格や技能・技術などを整理し、企業・事業所に提供することによって、定着促進・雇用のミスマッチ解消が図れるような仕組みを検討していきます。

○福祉施策の充実

ひとり親家庭の保護者が安心して就労できるよう、保育所や放課後児童健全育成事業などに関する情報の提供を充実します。

また、介護保険施設制度や支援費制度の保健福祉サービスをはじめ、家事や日常生活の支援に関するさまざまな施策・事業・サービスなどに関する情報の収集・提供に努めます。

○身近な専門相談窓口の支援・育成

就職困難者等が身近な場所で気軽に相談できるよう、相談窓口との連携を充実するとともに、情報提供や情報交換に努めていきます。

○各種制度・関係機関の利用促進

就職困難者等が自らの可能性を発見するとともに職業観を醸成し、職業生活に円滑に移行できるよう、ハローワークで実施されているトライアル雇用などの啓発・活用促進に努めます。

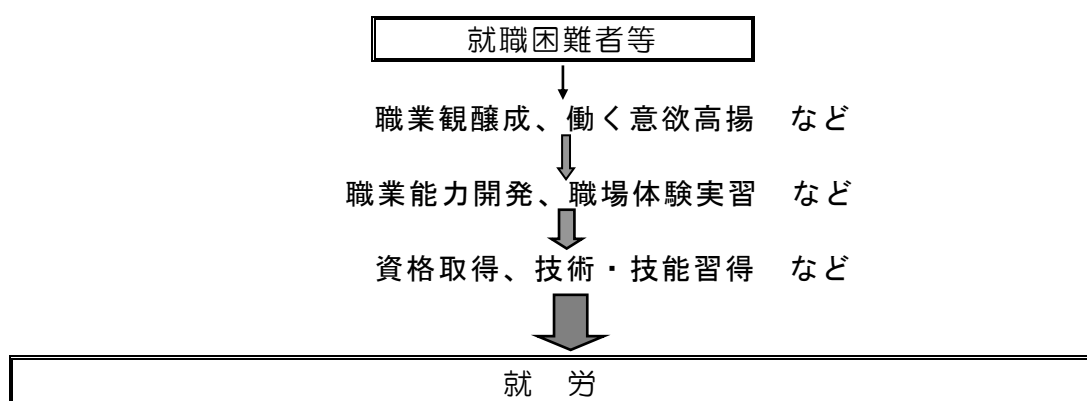
○多様な就労相談の機会・場の充実

ハローワークや商工会などと連携し、企業・事務所の求人情報を提供する場・機会を設けるとともに、就職困難者等を対象とする就労支援セミナーの開催などに努めていきます。

(2) 就労の実現に向けて当事者が自らの能力を高める事業メニュー

就職困難者等自らが職業観や職業意識の高揚を図り、資格取得や技術・技能の習得に向けて積極的に取り組んでいくべき事業メニューとして、次のような事業・施策を展開していきます。

《概念イメージ》



《主要な事業のイメージ》

○職業能力開発の活用促進

○資格取得などのスキルアップ支援の充実

○職業観育成・生涯生活設計づくりの支援……………就職困難者等が自らの職業観を育成し、生涯にわたる生活設計づくりを支援するため、就業体験・職場体

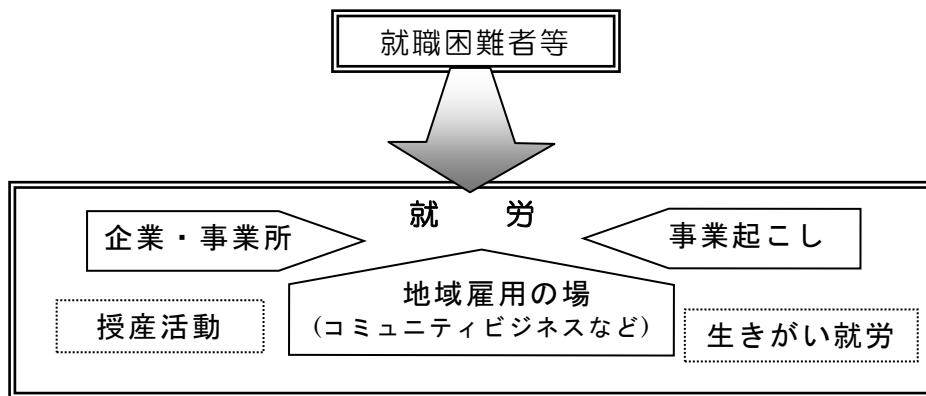
験の受け入れ企業・事業所の募集と、日常的な協力・連携体制づくりに努めていきます。

○進路学習・職場体験学習の拡充

(3) 就労の機会・場を確保・創出するために必要な事業メニュー

就職困難者等が一般企業などに就労するだけでなく、身近な地域などにおいて就労の機会・場を確保・創出するために必要な事業メニューとして、次のような事業・施策の展開に努めていきます。

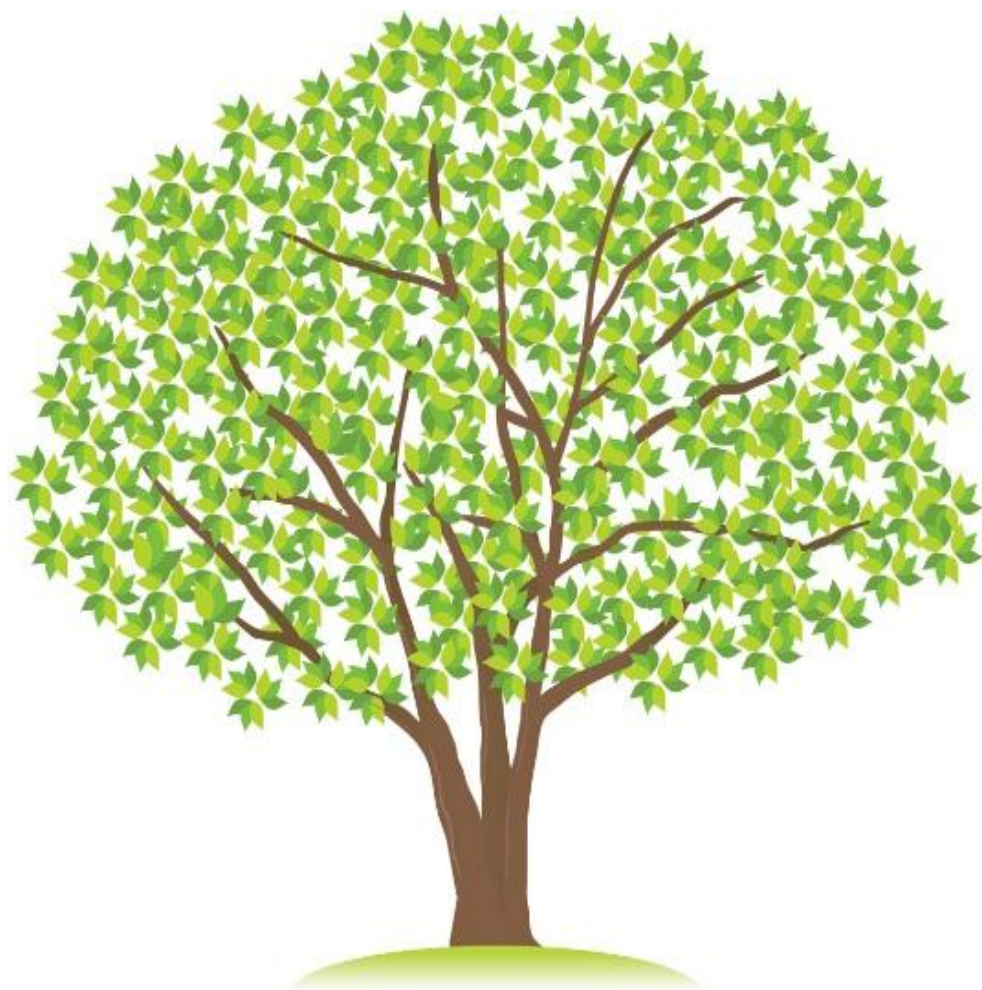
《概念イメージ》



《主要な事業のイメージ》

- 就職困難者等の雇用促進……………法定雇用率の遵守・達成などを努めるよう啓発していきます。また、人権や同和問題、女性問題などに関する企業・事業所での研修などの支援を図るとともに、障がい福祉サービス事業所への業務の外注化などを働きかけていきます。
- 障がい者支援施設などの共同事業の立ち上げ支援……………本市や湖南地区の各種の障がい者支援施設などが共同して、企業・事業所などの業務や外注などを一括して受注・配分できるような体制づくりを支援していきます。また、障がい福祉サービス事業所などのさまざまなノウハウや生産能力などに関する情報を企業・事業所に積極的に提供し、新たな事業の受託に努めるとともに、協力・連携して、新たな製品開発などに取り組んでいくことができるような体制・システムづくりを支援していきます。
- コミュニティ・ビジネス、地域事業の立ち上げ支援……………環境や IT などの引き続き成長が期待される分野における新規の事業起こしや業務拡大などに関して、情報提供や研修機会の充実などさまざまな支援に努めます。また、高齢者や障がい者などの日常生活に関わるさまざまなサービスに関する事業の立ち上げの支援を図ります。
- 地域資源の活用促進……………就職困難者等が身近な地域において就労の場を確保できるよう、各種施策や事業などを活用し、空き店舗の活性化と新規開業・創業などの支援を図ります。

○多様な人材の活用・連携・促進……本市をはじめ、滋賀県内に立地する就労に関わる各種専門機関・組織との連携を強化するとともに、就職困難者等による積極的な活用を働きかけていきます。



第4章 計画の推進に向けて

本市では5年前に策定した「第二次栗東市就労支援計画」に基づき就労の支援を行ってきました。「第三次栗東市就労支援計画」を基にして、更なる就職困難者等の就労支援を展開していくため、下記のとおり前計画での課題を検証しました。

(1) 横断的な就労支援の体制の確立

【前回の計画での課題】

就職困難者の相談件数の増加に伴い、担当課のみで相談が処理されることが増えました。このことから、労政や福祉に限らずさまざまな部署・関係機関との連携・協力をより一層強化・充実することが必要です。具体的には、個別ケース検討会議などの定期的に行われている会議の形式にとどまらず、就労支援のための取組み・情報交換・調整などを密に行えるような情報連絡体制・支援体制を確立することが必要です。

【検証】

成果

- ・個別の相談に対応するために、担当各課やその他の機関との日常的な連携が図れるようになった。
- ・問題解決には市内部のみならず、国や県、NPO法人等との協働・連携が図れるようになってきた。
- ・関係機関との綿密なケース会議の開催実施により、支援がスムーズにできた。
- ・情報の電子データ化を進めることにより、情報の提供をスムーズにできるよう図れた。

問題点及び新たな課題

- ・市内部では対応しきれず、外部の専門機関においての対応が必要となるケースが増加してきた。
- ・相談をする部屋の確保が難しく、個室以外の場所で対応をせざるを得ない状況が出てきた。

今後の方向性

- ・市内部のみではなく、外部の専門機関等とも積極的に連絡をとり、ケース会議等を開催し、緊密な連携を図っていく。
- ・相談内容は特に慎重に取り扱うべき個人情報が多く含まれており、秘密の厳守が求められている。そうしたことから相談場所については、関係各課と連携を図り個室で実施するよう努める。

(2) 企業・事業所との結びつき・取組みの充実化

【前回の計画での課題】

就労に関する評価は、単なる数値としての評価では言い表せないものであり、個別ケース状況を集約・分析してもそれを他の人に生かせるものとはならないので、一人ひとりにあった就労支援をしていく必要があります。また、就職困難者等の雇用を促進するためには、企業における一定の理解や協力が必要不可欠です。そのためには、企業への情報提供などのサポートを行える体制の確立などが必要です。

【検証】

成果

- ・必要に応じて就労支援サポートプランを作成するなど、相談者一人ひとりに対して必要な支援を実施することができた。
- ・企業訪問を実施し、企業内人権・同和問題教育の啓発を図ることができた。また、雇用状況等の情報を知ることができた。
- ・栗東市事業所人権教育推進協議会役員企業と協働して就職困難者等を対象とした模擬面接会を実施し、就職困難者等のスキルアップを図れた。

問題点及び新たな課題

- ・就労後に相談者の希望と企業の希望とのミスマッチが起こることがある。
- ・国や県が実施するいろいろな雇用施策について、企業への周知が十分とは言えない。

今後の方向性

- ・栗東市事業所人権教育推進協議会会員企業などに対して、体験就労の受け入れなどの中間的就職を含め、就職困難者等の就労に向けた、啓発活動、協力依頼を積極的に行う。
- ・就職困難者等が就職した後も、就職先企業との連携を図り、定着に向けた支援を継続して行っていく。
- ・企業訪問や研修会などを通じて、国や県の各種制度の周知に努め、活用を積極的に推進する。

(3) 無料職業紹介事業の展開に関して

【前回の計画での課題】

無料職業紹介事業は就労支援の大きな役割を担うことから、積極的に検討していくことが必要と捉えています。しかしながら、無料職業紹介事業を本市で実施するには、人員・体制や財政などの問題をはじめ、信用保証や適正管理などさまざまな課題を解決していく必要があります。市単独に限らず、湖南4市及び湖南就労サポートセンターとの連携を図り無料職業紹介事業導入の検討が必要です。

【検証】

成果

- ・ 湖南就労サポートセンターを通じてハローワークから求人情報の提供や、新聞広告等の情報を確保しながら情報の収集はできている。
- ・ 無料職業紹介事業の4市協同での導入を目指し、湖南4市及び湖南就労サポートセンターと実施にあたっての課題について検討することができた。

問題点及び新たな課題

- ・ 無料職業紹介の導入にあたり、湖南4市及び湖南就労サポートセンターの体制の確認、見直しが必要である。

今後の方向性

- ・ 市単独での実施は難しいと思われるが、湖南就労サポートセンターの役割の一つとして検討していく。湖南4市及び湖南就労サポートセンターの現在の就労支援体制を整理し、導入に向けての体制作りを図る。



(4) 専門人材の育成・資質向上を図る

【前回の計画での課題】

就労支援相談員は、相談・カウンセリングをはじめ、生活に関わるさまざまな制度や情報などに精通することができるような研修・訓練などを経験・習得し、就労相談の窓口を担当し、就職困難者等のさまざまな相談に適切かつ丁寧に対応することが必要です。

【検証】

成果

- ・ 湖南就労サポートセンターが開催する定期的な就労支援相談員等実践講座や各種セミナーに積極的に参加することにより、就労支援相談員の専門性や技能の向上を図ることができた。
- ・ 湖南4市の労政担当者と相談員が毎月開催する就労支援連絡会議や個別ケース検討会議において、事例をもとに話し合いをすることによって、広い視野での意見交換ができ、より良い支援のあり方や就職困難者等への対応方法を検討することができた。

問題点及び新たな課題

- ・ 就職困難者等の相談内容が多様化してきており、課題が多岐にわたるようになったことにより、相談員の知識および資質の向上が求められるようになった。

今後の方向性

- ・ 就労支援相談員は資質を向上させ、知識・経験を増やすために、さまざまな場所へ足を運び、講座やセミナーなどで得られるものとは異なった貴重な情報を得て、相互の連携が得られるよう、各支援機関と就労支援相談員の関係づくりの構築を継続していく。
- ・ 多様な相談内容に対応できるよう、関係機関との密接な連携を図り、包括的な支援ができるような体制作りを図る。

(5) プライバシーの保護と柔軟な運用

【前回の計画での課題】

個人情報については、厳格な管理が求められる一方で、関係機関との連携を進めるためには情報の共有化が必要不可欠であり、本人の承諾を得る必要があります。また、ケース検討会議においては、形式にとらわれず少人数での開催や電話による対応など柔軟に対応するとともに、適切かつ迅速に対応が求められることが想定されることから、情報の共有化が必要です。

【検証】

成果

- ・ 地方公務員法に定められた守秘義務の徹底により、相談者のプライバシーの保護が図られた。
- ・ 個別のケースについて関係機関と随時連絡調整を行うなど、迅速な対応が図られた。
- ・ 相談個別ファイルを市個人情報保護条例に基づき保管している。
- ・ 情報を関係機関と共有する際には、情報提供同意書に署名をいただき、本人の承諾を得ることの徹底が図られた。

問題点及び新たな課題

- ・ 個人情報は特に慎重に取り扱うべき必要があり関係機関であっても安易に伝えることは避けるべきであるが、相談者一人ひとりの状況に合わせて場合によっては関係機関に伝えることで、よりきめ細やかな対応を図る必要がある。

今後の方向性

- ・ 関係機関への情報提供に係る本人の承諾について、書面での承諾の徹底を引き続き図るなど、就労支援相談員としても支援しやすい環境づくりを進める。
- ・ 情報提供については、プライバシーの保護に配慮しつつも、迅速に関係機関との共有化を図ることにより、よりきめ細やかな対応を進める。

第三次栗東市就労支援計画策定経過

2016（平成28）年度

11月22日 栗東市就労支援事業推進会議（第1回）
○第三次栗東市就労支援計画（素案）趣旨説明

1月20日 総合調整会議 素案決定

3月 1日～ パブリックコメント実施
3月21日

3月 日 栗東市就労支援事業推進会議（第2回）
○第三次栗東市就労支援計画報告

第三次栗東市就労支援計画

発行日 2017（平成29年）年3月

発行 栗東市役所

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
環境経済部 経済振興労政課

TEL（代表） 077-553-1234

TEL（直通） 077-551-0104

FAX 077-551-0148